

衆議院国土交通委員会ニュース

平成 21.6.9 第 171 回国会第 23 号

6月9日(火) 第23回の委員会が開かれました。

- 1 特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法案(内閣提出第27号)
道路運送法の一部を改正する法律案(細川律夫君外4名提出、衆法第28号)
特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法案(細川律夫君外4名提出、衆法第29号)
- ・金子国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行いました。

(質疑者及び主な質疑内容)

福井 照君(自民)

- ・今回の法改正後の課題は、タクシー事業者がやる気をもってサービスを磨き社会貢献していただくことである。そのため、今後行政として、また、行政と業界が連携してどのように対応していく決意か。
- ・今後、国土交通省として運賃に関するガイドラインを作成することになるが、特に低い賃金が生まれないようにするなどのような方針で作成するつもりか。
- ・協議会に参加しない事業者や地域計画を遵守しないタクシー事業者も想定されるが、こうした事業者に対して国土交通省としてどのような対策を考えているのか。
- ・タクシーは、私たちの生活に密着した交通機関であり、今後必要に応じて見直しが必要ならなければならない。今後、国土交通省としてどのように見直しをしていくつもりか。

三日月 大造君(民主)

- ・私たちは、道路運送法の運賃・料金認可基準を改正すべきと訴えてきたが、政府は、ガイドラインで対応すべきとしてきた。運賃・料金に対する対策が不可欠だという私たちの提起を踏まえ大臣の認識はどのように変化したか。
- ・私たちは、タクシー車両の使用停止(休車)を提案したが、これに対する国土交通省の見解はどのようなものか。
- ・道路運送法第29条を改正し、事故報告の対象範囲を拡大し事故が頻発している事業者には市場から退出していただくルール整備を提案しているが、これに関する国土交通省の認識はどのようなものか。
- ・個人タクシーの在り方を含め、道路運送法を改正し、運転者登録制度、資格制度を設ける必要があると考えるが、これに対する国土交通省の認識はどのようなものか。

川内 博史君(民主)

- ・平成14年2月から施行されている改正道路運送法は11年の運輸政策審議会自動車交通部会答申「タクシーの活性化と発展を目指して」の題名のように、タクシーの活性化と発展に資したと言えるか。
- ・タクシー事業者及びタクシー運転者は、改正道路運送法施行後の状況をどのように見ているのか。そして、この現状に対してどのような要望を持っているのか。
- ・改正道路運送法による規制緩和がもたらした現状は、タクシー事業者及びタクシー運転者が法改正時に懸念していた状況に正になっており、市場の失敗ではなく政策の失敗であったことを認識する必要があると考えるが、大臣はどのように考えるか。
- ・タクシー利用者は、改正道路運送法施行後の状況をどのように見ているのか。法施行後、タクシー運賃は安くなっているのか。
- ・オリックスの最高経営責任者である宮内義彦氏は行政改革委員会規制緩和小委員会の座長としてタクシー事業の規制緩和を取りまとめたが、同氏が自動車のリース会社を営み、利害関係を有している。非常勤一般職公務員としての座長の行為が国家公務員法第96条、第99条に違反する懸念があると考え、政府はどのように考えるか。

穀田 恵二君(共産)

- ・新型インフルエンザの発生により影響を受けた観光地域に対して支援がなされるように、観光庁がイニシアチブを発揮する必要があるのではないかと。
- ・タクシー事業の適正化・活性化のために特定地域における協議会が積極的な役割を果たすことが求められていると思うが、このような協議会の役割がどのように保障されるのか。
- ・累進歩合制の賃金に対して、現状は水揚げ高と歩合給の

額が非連続になっていることを基準として指導がなされているが、結果として収入を上げるために長時間労働が行われているかどうかのポイントを定めて指導をすべきではないか。

- ・売上げの上昇に伴って賃率が急上昇するというMKタクシーの賃金の仕組みが、禁止されないのはなぜか。
- ・タクシーの増車とタクシー運転手の低賃金という2つの問題がタクシー事業の問題であることに着目すると、国土交通省が経営実態にまで踏み込んでタクシー事業者に対して監督をするべきと思うが、どうか。